

「令和 7 年度企業の脱炭素実現に向けた統合的な情報開示（炭素中立・循環経済・自然再興）に関する促進委託業務」の質問回答

令和 7 年 6 月 3 日
環境省地球環境局
地球温暖化対策課
脱炭素ビジネス推進室

No.	質問事項	回答	備考
1	（仕様書） 3-1. サステナビリティ関連の情報開示等に関する国内外の実態・動向調査 （2）ネイチャーポジティブ経済の達成に向けた調査・分析 - 金融機関や企業の調査、優良事例の作成において、想定または希望対象企業数（金融機関と企業）、対象規模（大企業、中小企業など）、対象セクターなどはあるか。 - 金融機関については前年度のヒアリング対象機関だけでなく新規の対象も含まれるか。	- 希望企業数(金融機関を除く)：15～20 社想定 - 対象規模：大企業メイン、中小企業も可能性としてはあると考えている。 - 対象セクター：企業価値向上における課題やあらゆる観点を踏まえ、最適な企画を提案いただきたい。 - 金融機関へのヒアリング：個別ヒアリングは想定していない。	
2	（仕様書） 3-1. サステナビリティ関連の情報開示等に関する国内外の実態・動向調査 （3）ウォーターポジティブな取組効果・目標設定手法等に係る調査・分析 仕様書に、「企業の水リスクへの対応等の情報開示を、企業価値や経営持続性の向上につなげるため」とあるが、本業務においては開示を調査するのではなく、企業のウォーターポジティブな取組や目標設定等、水リスクへの対応事例を対象に調査をするということで良いか。	ヒアリングを行う事業者 5 者については、SBTs for Nature（淡水目標設定）を試行する事業者や、取組効果・目標の定量化や中間支援団体等により流域連携の取組を実施する事業者等から選定するが、選定した事業者が、どのように開示を行っているか等も含めて、ヒアリングでの調査対象であると考えている。	

No.	質問事項	回答	備考
3	（仕様書） 3-1. サステナビリティ関連の情報開示等に関する国内外の実態・動向調査 （4）サステナビリティ保証に関する国内外の実態・動向調査 - 仕様書には調査対象の例として、気候変動、ネイチャーポジティブ、循環経済が挙げられているが、ウェルビーイングは対象として想定しているか。 - 仕様書に記載された保証業務の関係者の中に認定機関が含まれているが、どのような認定を想定しているか。ISSA5000 を使用する保証の担い手とは異なるか。	- 環境課題と親和性のあるサステナビリティ課題として、どこまで拡張するかも含めて事業者の審査の対象であるが、そうした親和性のある課題についても含めることが望ましい、と考えている。 - 検証機関に認定を行う機関を想定している。現状、保証の担い手については、国内においても、必ずしも特定の担い手に限った議論をしていない、という認識であり、なるべく幅広く調査を行うことが望ましいと考えている。	
4	（仕様書） 3-2. ランドスケープアプローチの観点からの地域連携の実態調査・計画策定支援・分析 （4）サステナビリティ保証に関する国内外の実態・動向調査 - 仕様書に「④令和 8 年度以降に実現するための実装計画に仕上げ、ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームに掲載する」とあるが、“実際にサイトへ掲載する作業”までが業務内容か。あるいは、“実装計画に関する PDF 作成”や“ウェブ掲載コンテンツ作成”までが業務内容か。 - 実装計画（ネイチャーポジティブ経営推進プラットフォームに掲載する資料）の ボリュームおよび更新有無（頻度）はどの程度想定しているか。	- 掲載方式は、ウェブ掲載コンテンツ作成（データ作成）が望ましいが、状況に応じて PDF 作成も想定内として考えている。 - 掲載ボリュームについては、該当の支援・分析等の内容によるが、最低でも 5 ページ（A 4 サイズ）x 3 エリア以上で考えており、更新は考えていない。	